



# 長野県中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金



## 概要



長野県PRキャラクター「アルクマ」  
©長野県アルクマ

- ・**生産性の向上や従業員の賃金引上げに取り組む県内中小企業を支援するため、国の業務改善助成金の上乗せ補助**を行います。**※国の業務改善助成金の詳細は裏面をチェック！**
- ・**業務改善助成金の交付額確定及び支給決定通知を受けた企業**で、女性・若者等が働きやすい職場づくりに取り組む宣言を行った企業が対象となります。
- ・**業務改善助成金の支給決定額の1/10**（先進的・積極的に職場環境改善に取り組む認証制度取得企業は支給決定額の2/10）**を補助**します。

## 補助内容等



### 対象企業

- ・長野県内に事業場があること
  - ・令和6年1月1日以降に長野労働局に業務改善助成金の交付申請を行い、令和7年2月28日までに交付額確定及び支給決定通知を受けていること
  - ・以下の宣言をいずれも行っていること  
県「社員の子育て応援宣言」国「パートナーシップ構築宣言」
  - ・【上乗せ補助の要件】以下の認証制度を1つ以上取得していること  
県「職場いきいきアドバンスカンパニー」国「えるぼし」「くるみん」「ユースエール」
- ※その他要件は要綱をご覧ください。

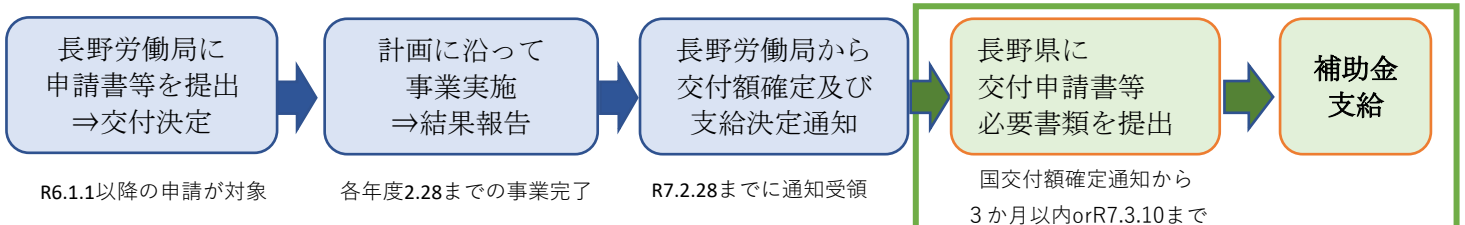
### 補助内容

上記対象企業に対して**国助成金の支給決定額に1/10を乗じて得た額を支給**  
（「職場いきいきアドバンスカンパニー」等認証制度を取得している企業は2/10）  
※業務改善助成金の支給決定額と合算した額が国助成金の助成対象経費の額を超えないものとする。

### 申請書類提出期限

業務改善助成金の**交付額確定及び支給決定通知を受けた日から起算して3か月を経過する日又は令和7年3月10日**のいずれか早い日まで  
※申請に必要な書類等詳細については要綱をご覧ください。

## 【「長野県中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金」支給までの流れ】



### 【要綱等詳細はこちら】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/seisanseisupport.html>



### 【事業に関するお問い合わせ先】

長野県産業労働部労働雇用課 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

TEL : 026-235-7201 Mail : koyotai@pref.nagano.lg.jp

※本チラシの記載内容は令和6年1月時点の内容となります。今後の状況により事業内容変更等の可能性もございますのでご了承ください。

## 業務改善助成金について

## 業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。



事業内最低賃金  
引き上げの計画



設備投資等の計画  
機械設備、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など

計画の承認  
と実施

設備投資等の費用  
の一部を助成

## 助成金支給までの流れ

※助成金活用事例は厚生労働省HPにてご確認ください



交付申請書・事業実施計画などを  
事業場所在地を管轄する都道府県  
労働局に提出  
【交付申請期限：令和6年1月31日】

審査・  
交付決定

交付決定後、提出した計画に  
沿って事業実施

【事業完了期限：令和6年2月28日】

労働局に事業実施結果を報告

【事業完了の日から  
1ヶ月以内】

審査

支給



## 助成上限額

※最新の情報については厚生労働省HPをご覧ください

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者（右記）が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

## 特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。（なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。）

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

## &lt;事業場内最低賃金とは？&gt;

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、長野労働局雇用環境・均等室または労働基準部賃金室までお尋ねください。

## お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金

検索



さらに長野県中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金の制度があります。裏面をご覧ください。